

## 申し入れ・声明

### 中東紛争への医師、看護婦派遣に反対する申し入れ

一九九〇年九月二二日

イラクのクウェート侵略に対して政  
府は、八月二十九日米軍を中心とする

「多国籍軍」への実質的な支援を中心  
とした六項目の「貢献策」を決定し、  
その中に百人をめどに医療チームを緊  
急派遣するとしています。これに基づり



文部省は八月三十一日、全国七九の  
医学部・附属病院を置く国公私立大学  
長に対し、中東の軍事紛争地域への医  
療チームの派遣に協力を要請する通知  
を出しました。その内容は、大学が速  
やかに派遣医師、看護婦などを要員の人  
選にはいり、医師団派遣の時期、期限、  
任地などが明らかになった時点で、要  
員の推薦が出来るよう求めているも  
のです。

イラクのクウェート侵略は、クウェ  
ートの国家主権と国際法の原則を乱暴  
にふみにじるもので、わが議員団はイ  
ラク軍がただちに、無条件、完全撤退

をするよう強く求めるものです。  
この問題は、侵略を許さない国際世

界の海外派兵などイラクの暴挙を悪  
用して憲法の改悪と、軍国主義の復活  
を計らうとする策略も含まれておらず、  
断じて許せないもの

です。

### 京都府議会を府民に公開し、 住民自治の一層の前進を求 める申し入れ

一九九〇年七月二二六日

日本共産党・革新共同京都府議会議  
員団は、新庁舎建設設計費がはじめて

計上された一九八七年秋の決算特別委  
員会で、庁舎の整備が実施される機会

に、委員会室を一般傍聴ができるよう  
に整備をすすめることを提案しました。

また、従来から委員会審議の議事録を  
作成することを提案してまいりました。

委員会審議の傍聴について、「議員  
の自由な発言が阻害される」「委員会

場から、あくまでも民間ベースで被害を  
被っている国民の救  
済に限定した医療活  
動を行い、それを国

論の国連のインシアティブによる平和的  
手段によって解決すべきものであり、  
日本政府は国連の政治的・経済的・外  
交的努力にこそ積極的に支援すべきで  
あります。しかし「多国籍軍」への支  
援を中心とする「貢献策」は、国際紛  
争での武力行使を禁じた憲法の平和的  
原則をじゅうぶんするものであり、自

衛隊の海外派兵などイラクの暴挙を悪  
用して憲法の改悪と、軍国主義の復活  
を計らうとする策略も含まれておらず、  
上を虐殺した残虐・非道なボルボト軍  
の治療のため、カンボジア難民キャン  
プへ府立医科大学の医師、看護婦を派  
遣し、戦争加担を積極的にすすめて世  
論の批判をまねきました。今回の事態  
に対しても憲法の批判をまねきました。今回

に對しては、憲法の批判をまねきました。  
本府は一九八一年五月、三百万人以  
上を虐殺した残虐・非道なボルボト軍  
の治療のため、カンボジア難民キャン  
プへ府立医科大学の医師、看護婦を派  
遣し、戦争加担を積極的にすすめて世  
論の批判をまねきました。今回の事態  
に對しては、憲法の批判をまねきました。

わが議員団は以上の立場から、本府  
が「多国籍軍」への支援としておこな  
う医療チームの派遣に協力しないよう、  
強く求めるものです。

1990. 11 (8)

あることは今までありません。しかし、現在の議会棟は府民にとって必ずしも入りやすい状況にはなっておりません。府民が利用しやすく入りやすくなるように整備をすすめたいことが必要です。

府庁舎の第一号館が完成し、今後、議会棟の整備が日程にのぼっている機会に、府民に開かれた府議会をするため、左記の項目を実現されるもの申し込みます。

府庁舎の第一号館が完成し、今後、議会棟の整備が日程にのぼっている機会に、府民に開かれた府議会をするため、左記の項目を実現されるもの申し込みます。

## 部落解放基本法制定京都実行委員会に関する申し入れ

一九九〇年八月九日

八月十一日(木)、部落解放基本法制定京都実行委員会が大会を開催する。わが議員団は部落解放基本法なるものが、「解同」の引き続き利権あざりの手段であり、「差別」の拡大再生産をうながしそれ、差別解消とは無縁のものであることを明らかにして、自治体がこの運動に参加するとの不当性を強調して、知事がこの名譽会長を辞任し府の加盟を取り消すよう再三に

あらためて申し入れるものである。

計画案では、具体的に駅舎の高さ

を設定していないが、京都市は予

- 1、委員会での審議の一般傍聴ができるように、各委員会室を整備する。
- 2、府民が府議会に来られたときに応対できる応接室、待合室や談話室を確保する。
- 3、常任委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会の議事録を作成する。
- 4、さしあたり、予算・決算特別委員会の知事総括の議事録を作成する。

## J R 京都駅の改築案について（声明）

一九九〇年八月七日

ザインコンペ方式によるシンボル的な駅舎設計」という考え方を表明しており、あらかじめ超高層の建物となることを容認し、この方向に設計を促す方針となっています。高さ制

限を緩和するならば、永年の努力で

守られてきた「世界の共有財産」で

ある京都の景観が玄関口から破壊さ

れてしまします。さらに想定されて

いる100メートルを超える高さは、

京都市の現行の高さ規制のワクを大

きく突破するものであり、総合設計

制度に続く新たな規制緩和の制度化

を伴うものであり、市内中心部での

超高層ビル化の突破口となるもので

す。

私たちは、新駅舎の改築にあ

たって容積率や高さの制限を緩和す

る特別扱いとする」と、断固反対

を表明するものです。

私たち、新駅舎の改築にあ

たって容積率や高さの制限を緩和す

る特別扱いとする」と、断固反対

を表明するものです。

私たち、ホテルと大規模商業施

設の導入計画を撤回し、駅舎改築で

は乗客サービスのための施設整備に

じぶんのべきであると言えます。

3、計画案ほどのよに建都一二〇〇

ある京都駅に建設することは、京都市内はもちろん府内全域の商店街や小売商業の売り上げ減少を引きおこし、その衰退と崩壊を引きおこすことが予想されます。またホテルの建

設は駅前はもちろん京都市内の旅館業に重大な影響を与えます。複合商業施設とホテルを設置しなければ駅舎での関連施設たけとなり、わざわざ高さ制限や容積率の緩和をする必要は生じません。

京都駅開発準備会社、および京都市駅開発準備会社（仮称）に対しては、京都市と京都市が出資していますが、事業計画は、事業上JR西日本株式会社と京都財界の意向によって推進されており、府・市はこれを追認する立場に立っており、住民自治の立場からの公共闘争とは言い難い状況です。この点では「国際コンペで設計する」としながら、事業上あるかじめ設計者と特定するのがどうじとは許されません。

私たち、新駅舎の改築にあたって容積率や高さの制限を緩和する特別扱いとする」と、断固反対を表明するものです。

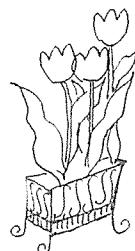
私たち、ホテルと大規模商業施設の導入計画を撤回し、駅舎改築では乗客サービスのための施設整備にじぶんのべきであると言えます。

3、計画案ほどのよに建都一二〇〇

年事業の一環と言しながら、大幅な

商業施設の導入という点で、京都の発展にとって役立つところが京都のまちと経済の破壊につながることが充分予想されます。これは、建部二〇〇年事業が市民不在で秘密裏に京都財界の意向に沿った「京都改築」だけで進行しているからです。JR 京都駅改築についても、建部二〇〇年事業にふさわしく、市民的な討論が行なわれるべきであり、「府・市民が主人公」の立場からの幅広い討議の場を保障することが必要です。

私たち、JR 東海道線によって分断され、京都市内の隘路となつて、主要南北道路の改善のため必要な計画を早急に樹立することが必要と考えます。



## 「即位の礼」等に対して国民主権の立場での対応を求める申し入れ

一九九〇年十月二十一日

政府は十一月十二日の「即位の礼」とこれに関連する一連の行事を決めた。今回の「即位の礼」の儀式は、戦前の天皇主権下で行われた「登極令」をほとんど踏襲したものであり、宗教行事である「賢所の儀」や天皇が「高御座」から首相の「臣従」を誓う「寿詞」や祝賀を受けるなど、国民主権、政教分離という憲法の原則に反するものである。

また、十一月二十二日・二十三日に行われる「大嘗祭」も、支配下の各地から新米を「供納」させ、みずからも神の資格を得るという天皇家の宗教行事であり、これを公的行事として扱うこととは憲法の国民主権、政教分離の原則を否定するものである。さらに、京都では、十二月三日に京都御所で「お茶会」が予定されている。

これらの儀式・行事が違反するものであるにもかかわらず、すでに全国知事会は即位を祝する献上物についての通知を各都道府県知事に送つており、また政府は、「即位の礼」当日、官公庁での「日の丸」掲揚を義務づけ、文部省からも、学校現場に「日の丸」を掲揚して祝意を表すよう、都道府県教育委員会へ要請しようとしている。

わが議員団は、このような事態が進行しているなかで、本府が、憲法の根本原則である国民主権、政教分離の原則を擁護・尊重し、地方自治と教育基本法を守る立場にたつて対応されるよう、次の点について申し入れるものである。

- 一 「即位の礼」「大嘗祭」などに関するいつさいの奉祝行事・事業や献上物などの押しつけに反対し、これを拒否すること。
- 二 公的立場からの「祝意の表明」「天皇贊美」は行わず、府の施設・学校等での記帳所設置など国民主権に反する特別の対応を行わないこと。
- 三 府民、府職員、学校職員、児童・生徒に、奉祝行事への参加、「祝意」の強制を行わないこと。

- 四 「お茶会」の警備に関しては、行き過ぎた取締りなどで府民生活に影響を与えることのないよう慎重な対処をおこなうこと。